奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十八号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中４を削る。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。